

奥州市

力強い農業をつくる「懸け橋」に

農業委員会 だより

第 39 号

【発行日】 令和7年9月25日

【発行】 奥州市農業委員会

【編集】 奥州市農業委員会広報編集委員会

【印刷】 鈴木印刷株式会社



表紙写真の紹介

～初夏の農作業～

胆沢・南都田の大豆畑にて農作業の様子を撮影しました。

風光る空に青々とそよぐ大豆の葉が初夏の奥州市らしい写真となりました。

主な内容

- P2 農業振興専門委員会視察研修
農政専門委員会視察研修
認定農業者協議会との意見交換会
- P3 農地の貸借契約方法について
阿部前会長農林水産大臣表彰受賞
- P4 農業委員会事務局からのお知らせ
女性委員コーナー
- P5 知って得する農業者年金
- P6 農業委員の着眼点！道端

農業振興専門委員会

視察研修

農業振興専門委員会では、農業振興や農業経営に関する知見を深めるため、令和7年2月21日に、農産物の未利用資源などを活用した事業に精力的に取り組んでいる(株)ファーマンステーション奥州ファクトリーを訪問し、視察研修を行いました。

研修では、同社の村上氏から、独自の発酵技術によって、未利用資源等をバイオ素材化した商品開発を行っていること、米やリンゴの搾りかす、木材などの素材化が難しい資源にも挑戦していることなどの説明を受けました。

委員は、同社が開発した製品や経営戦略、資源管理の方法などについて、積極的に質問を行い、同社の展開する「地域循環型事業」について学びました。

地域との協働により、新たな価値を生み出す同社の取り組みに、



▲農業振興専門委員会視察研修の様子

出席した委員一同感銘を受け、非常に有意義な研修となりました。

受け入れてくださった(株)ファーマンステーション奥州ファクトリーの皆様、ありがとうございました。

農政専門委員会

視察研修

農政専門委員会では、農業委員としての資質向上を図り、農業人材育成や新たな技術の普及・啓発活動に資するため、令和7年7月17日に岩手県立農業大学校を訪問し、視察研修を行いました。

研修では、教授から同校の教育内容や特徴について講義いただいたほか、竹澤校長の案内のもと、校内の施設や農場の見学をさせていただきました。

少人数制のきめ細やかな指導により、専門科目の講義と実習、先進的な農業経営の実務研修など、理論と技術を一体的に学ぶ教育を実践し、地域農業の発展を担う青年農業者を育成していること、ICTを活用した機械・設備等を備え、スマート農業の研究・実践に取り組んでいることなどの説明を受けました。

見学の道中、作業を休め、手を振ってくれる生徒さんもあり、終始、和やかな雰囲気での研修となりました。受け入れてくださった農業大学校の皆様、ありがとうございました。



▲農政専門委員会視察研修の様子

就農に興味のある方、農業を専門的に学びたいという方は農業大学校へ問い合わせをしてみてもいいかもしれません。

岩手県立農業大学校について詳しくはコチラ！
(岩手県立農業大学校のHPへアクセスできます。)



認定農業者協議会 との意見交換会

市認定農業者協議会からの要請を受け、令和7年7月23日に「農作業労賃標準額」について意見交換を行い、認定農業者17名と農業委員18名が参加しました。

席上、認定農業者からは、「地域や



▲認定農業者協議会との意見交換会の様子

地形等の条件によって、作業のしやすさが異なるため、幅を持たせた設定にすべき」「資材代・燃料代・人件費等の上昇を考慮した金額にすべき」「受託者からすれば高い方がありがたいが、高くなると委託者の手元には何も残らなくなる。バランスを考慮すべき」など、多くの意見が出されました。また、昨年度から標準額表に掲載しているローンの料金設定やこれまで標準額設定のなかった機械作業についても検討してほしいとの意見が上がりました。

農業振興専門委員会の鈴木委員長は「本日、皆さんから頂戴したご意見については、今後策定する標準額の参考とさせていただきます」と参加者へ説明しました。

来年度の農作業労賃標準額については今年度も11月末までを目途に策定を進め、決定した標準額表は令和8年1月発行の農業委員会だよりにも掲載する予定です。

はやめがおすすめ！農業者年金加入

農地の貸借契約方法について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、利用権設定（農用地利用集積計画による所有者・耕作者の相対の農地の貸し借り）は、農地中間管理事業による貸借（農用地利用集積等促進計画による所有者・農地中間管理機構・耕作者の三者契約）に一本化されました。

これにより、令和7年4月1日以降の農地の貸し借りは、「農地中間管理事業による貸借」または「農地法第3条」のどちらかとなります。

※現在の利用権設定による相対の農地貸借契約は契約終期まで有効です。契約期間終了後、再度農地を貸借する場合は、「農地中間管理事業」または「農地法第3条」のどちらかにより貸借契約を締結する必要があります。

農地中間管理事業による貸借と農地法第3条による貸借の違い

	農地中間管理事業	農地法第3条
貸付けの流れ		
契約期間満了時の取り扱い	期間満了をもって契約終了(更新は再契約が必要)	賃貸借:解約しない限り更新 使用貸借:契約終了
申請受付から許可決定までの流れ	①各地域支援グループ(水沢地域は農政課)へ相談、申込 ②契約条件が整い次第、農業委員会総会で意見聴取 ③市から機構へ要請 ④契約会の開催 ⑤機構から県へ認可申請 ⑥県が認可・公告 ⇒申込から県の認可・公告まで約3カ月	・申請受付締切日:毎月5日(閉庁日のときは、その前の開庁日) ・同月の農業委員会総会で審査・許可 ⇒申込から農業委員会の許可まで約1カ月
申請に必要な添付書類 ※詳細は問い合わせ先までご連絡ください。	・農地地番が分かるもの ・通帳の写し(賃貸借契約の場合) 【個人の場合】住民票(市外在住の場合) 【法人の場合】定款、構成員名簿等 ※その他農政課が必要と認める書類の提出を求める場合があります。	・申請土地の土地全部事項証明書 ・申請者が市外の場合は住民票等 ・新規就農等の場合は営農計画書等 ※その他農業委員会が必要と認める書類の提出を求める場合があります。
その他申請に係る注意点	○賃貸借契約の場合、手数料として所有者・耕作者からそれぞれ賃料の1%を徴収 ○共有名義の場合、所有権を有する者から共有持分の過半を超える同意が必要 ○未相続の場合、法定相続人から持分の過半を超える同意及び相続関係書類が必要	○許可基準(借りる方は、すべての農地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する等)を満たす必要があります。
問い合わせ先	農林部農政課または各地域支援グループ 水沢地域:34-1582(農政課) 江刺地域:34-1624/前沢地域:34-0264 胆沢地域:34-0314/衣川地域:34-2363	農業委員会事務局または各分室 水沢地域:34-1754(事務局 農地係) 江刺地域:34-1624/前沢地域:34-0264 胆沢地域:34-0314/衣川地域:34-2363

奥州市農業委員会前会長の阿部恒久氏が令和6年度農林水産大臣表彰を受賞しました。

同表彰は農地利用の最適化推進などで顕著な功績があった農業委員に贈られるものであり、同氏は平成8年7月から10期28年にわたり農業委員を務め、地域農業の発展にご尽力されました。平成27年7月からは会長に選任され、令和6年7月までの3期9年にわたりその重責を担い、当委員会の活動を主導いただきました。

また、平成29年からは一般社団法人岩手県農業会議の常設審議委員、令和3年からは同会の副会長理事を歴任し、奥州市のみならず、岩手県の農地行政に携わってきた功績が高く評価され、受賞に至りました。

阿部前会長のこれまでの多大なるご功績に感謝申し上げます。

阿部前会長 農林水産大臣表彰受賞



▲伊藤現会長(写真右)と星職務代理者(左)に受賞を報告した阿部前会長(中央)

農地を相続したときは 手続きを忘れずに！

相続や遺贈により農地を取得された方は、法務局で相続登記完了後に農業委員会への届出をお願いします。

相続した農地のある地域の農業委員会事務局窓口で、忘れずに届出手続きをしてください。手続きの際には、届出内容の確認のため、登記完了証を持参願います。

問い合わせ先：農業委員会事務局農地係 ☎34-1754

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、不動産を相続した場合、その所有権取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間はありますが義務化の対象となります。

正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。不動産を相続したら早めに登記の申請をしましょう。

※期限内に相続登記の申請が困難な場合に、「相続人申告登記」の制度も創設されています。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html

農業委員会事務局からの お知らせ

農地所有適格法人の要件が 一部変更となりました

令和7年4月1日の農地法改正に伴い、農地所有適格法人の「議決権要件」について、株式会社が会社法の定めがある種類の株式（「拒否権付株式」）を発行している場合には、その種類の株主を構成員とする種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めるべきとの要件が追加されました。

経過措置として、施行日から起算して1年を経過する日までの間は適用しないこととされていますが、拒否権付株式を発行している農地所有適格法人であって、改正後の要件を満たしていない法人については、令和8年3月31日までに要件をみたすよう適切に対応してください。

問い合わせ先：農業委員会事務局農業振興係 ☎34-1753

農地の貸借・売買・転用等を行うには農業委員会へ事前の申請が必要です

どんな時に申請が必要？

農地の
手続き？



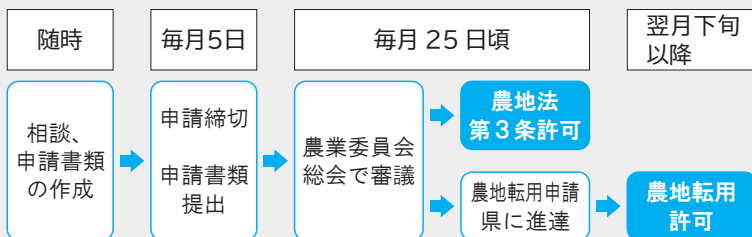
農地を売りたい！貸したい！
買いたい！借りたい！

農地に家を建てたい！
一時的に資材置場で貸したい！…等

➡ 農地法第3条の許可申請または
農地中間管理機構を介した手続き

➡ 農地法第4条、第5条の許可申請

農地法第3条、農地転用(第4条、第5条)の申請・許可までの流れ
※農地中間管理機構を介した手続きは別となります。



問い合わせ先：農業委員会事務局農地係 ☎34-1754

【ご注意ください！】

- ・5日が閉庁日の場合は、その前の開庁日が申請締切日となります。
- ・申請予定の内容が許可の基準を満たすか…等、事前のご相談については随時受付けております。
- ・農振農用地からの除外や地域計画の変更が必要な農地の転用申請については、申請前に除外・変更が必要になるため時間を要します。

女性委員コーナー

【江刺】岩淵 壽子 農業委員

7月中旬、農政専門委員会の研修として、岩手県立農業大学校に出向く機会がありました。そこで頑張っている学生さんを見てみると、我が家がかつて春と秋の2日間ずつ、同校の学生さんを実習生として受け入れていた30年ほど前のことを思い出して、とても懐かしく感じました。

まじめな学生であっても、言ってみれば「よその子」ですから、気を使ったものでした。特に夕食時のメニューを考えるのは一苦労。若者が喜びそうなメニューを一生懸命考えたものです。しばらく、農業大学校からの受け入れは続き、たくさんの方々と触れ合えたことは私にとっても本当にいい思い出として心に残っています。

現在、我が家では、2人の息子とともに、フィリピンからの技能実習生を受け入れて、みんな農業を頑張っています。暑い夏ですから、体調を心配していますが、技能実習生の彼らは、フィリピンはもっと暑いよと言ってバリバリ働いています。

知らないで損！農業者年金は税金対策にも役立ちます。

知って得する農業者年金



ちゃんと貰える農業者年金で老後の備え！

本格的な夏を迎え、ジリジリとした暑さが厳しい7月、今回お話を伺った方は4人のお子さんを育てながらお米を作っている女性農家さんです。なんと昨年度加入したとのこと！
そんなパワフルな佐々木さんに加入理由や農業者年金の魅力を教えていただきました。

水沢地区（姉体）
佐々木 花枝 さん

Q.農業者年金の魅力は？

一番は自由に金額を決められることです。加入後も金額を変更できるため、無理をしないで積み立てられるところに魅力を感じました。

POINT

保険料は月2万（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万）～6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に設定可能。
さらに、農業者年金はいつでも見直し可能。

Q.加入理由を教えてください！

夫が以前から農業者年金に加入していたこともあり、私もいつかは加入と考えていました。その後も家族からの勧めもあったことで加入を決めました。

Q.農業者年金に加入するか迷っている方へひとこと！

積み立てた分ちゃんと貰える農業者年金、老後も不安なく過ごせるよう、将来のために加入しておいた方がいいと思います。

上記の加入理由の他にも、会社をやめて専業農家になった際、国民年金だけでは老後に不安を感じたことから加入した経緯もあるそうです。農業者年金は終身年金で一生涯年金を受け取ることができます。農業者のための年金で老後の備えをしてみたいはいかがでしょうか。

農業者年金の内容や加入のご相談については、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会、JA 又は農業者年金基金までお問合せください。

詳しくは…

農業者年金基金



<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金を検討している皆さまへ

農業者年金に加入する際は国民年金の付加年金も加入が義務付けられており、国民年金の定額保険料に付加年金（月額400円）をプラスして納付すると、将来受給する国民年金に付加年金が上乘せになります。（2年間受給すると納付した保険料の相当額を受け取れます！）

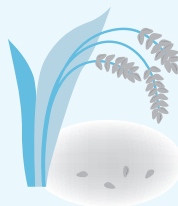
農業委員の
着眼点！

道端

連日報道されている「令和の米騒動」について、目まぐるしい速さで市場は変化しています。生産者米価の20年ぶりの高騰に一生産者としてほっと一息ついたのもつかの間、消費者米価が瞬く間に高騰し、備蓄米の放出・政府による流通介入を経てようやく店頭に米が並び始めました。

たのでしうか。農家は、「コメ」生産目安」の情報により転作や畑地化等に取り組んでいますが、これも人口減少等によるコメ需要の長期低迷の中、生産過剰による値崩れを防ぐための方策であり、コメの需要は安定しているものと思っていました。入札備蓄米の滞留原因が問題になりましたが、コメ不足の事態を招いたのは、それとは次元の違う根本的な原因があると思われる、この説明が待たれます。

消費者も困窮し、農家にとっても継続的なコメの生産は難しくなります。農家が希望をもってコメの生産を継続し、消費者がいつも安く美味しいコメを食べ続けることができる仕組みづくりこそが必要だと感じています。



編集後記

奥州市における農業は、地域経済の基盤として重要な役割を担っています。豊かな自然環境を生かした米や野菜などの生産は、食料供給の面で貢献するだけでなく、地域のブランドの確立にも繋がっています。

近年は高齢化や担い手不足といった課題も存在しますが、農業体験や直売所などの取り組みを通じて、都市部との交流促進や地域活性化にも貢献しています。伝統的な農業技術と現代技術を融合させ、持続可能な農業を目指していくことで、奥州市の発展にさらなる貢献ができると期待しています。

【広報編集委員会】

委員長

星 洋子

副委員長

三浦 正幸

委員

鈴木 洋一

菅 原 利宏

千 葉 孝治

家 子 洋子



奥州市公式
マスコミキャラクター
おうしゅうたろう

農地の適正な管理をお願いします

農地の所有者や借りている方には、農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。草刈り等の農地管理を行い、周りの方に迷惑をかけないように心がけましょう。

全国農業新聞を購読しませんか



◆ 毎週金曜日発行
◆ 月額700円(税込)

週刊誌ならではの丁寧な取材で、1週間の農政の動きとそれにかかわる情報をわかりやすく伝えます。

ご購入のお申込みは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までお願いします。

奥州市農業委員会事務局

- 本 庁 (水沢) 奥州市役所 5 階
☎ 34-1753 (農業振興係・直通)
☎ 34-1754 (農地係・直通)
☎ 24-2111 (内線1572・1573・1574)
- 江刺分室 江刺総合支所 1 階
☎ 34-1624 (直通)
☎ 35-2111 (内線2124)
- 前沢分室 前沢総合支所 1 階
☎ 34-0264 (直通)
☎ 56-2111 (内線3245)
- 胆沢分室 胆沢総合支所 1 階
☎ 34-0314 (直通)
☎ 46-2111 (内線4121・4122)
- 衣川分室 衣川総合支所内
☎ 34-2363 (直通)
☎ 52-3111 (内線5578)